

久納会計FAXニュース



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

令和6年度税制改正について

12月14日に令和6年度の税制改正大綱が発表されました。賃上げと国内投資の促進、定額減税や子育て世帯への支援を手厚くする税制改正が盛り込まれましたので、影響の大きい項目を解説していきます。

1. 賃上げ促進税制の改正

今回の改正で、賃上げ促進税制の適用期限が、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度となり3年間延長されます。

中小企業の改正点としては、最大控除率（40%から45%）の拡大があります。従来は、給与等の増加割合が1.5%以上で15%、2.5%以上で30%の控除率が適用され、さらに上乘せ措置として、教育訓練費の増加割合が10%以上の場合、10%の控除率が加算されることによって、最大控除率30%+10%の40%となっていました。

今回の改正では、給与等の増加割合の変更はありませんが、上乘せ措置での変更・新設があります。変更点は、

- ① 教育訓練費の増加割合が10%以上で、控除率10%の加算だったのが、教育訓練費の増加割合が5%かつ教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上となりました。
- ② 厚生労働省が実施する「くるみん認定(子育てサポート)」、「えるぼし認定(女性の活躍推進)」を受けることで、5%加算（新設）されます。
- ③ 繰越税額控除の新設 雇用者給与等支給額が前年度の雇用者給与等支給額を超える場合に、5年間の繰り越しが可能になります。

大企業でも最大控除率（30%から35%）が拡大されます。従来の大企業の法人区分が大企業と中堅企業（新設）に分かれます。改正後の大

企業と中堅企業の区別は、従来の要件に常時使用する従業員数が2,000人を超える法人を大企業に、超えていない従来の大企業を中堅企業になります。

控除率の変更点は、

- ① 給与等の増加割合が3%以上4%未満の時に15%の控除率だったのが10%に減少
- ② 4%以上の増加割合の時は、一律25%の控除率でした。中堅企業には引き継がれますが、大企業では4%以上で15%、5%以上で20%、6%以上で25%と3段階に変更
- ③ 教育訓練費による上乘せ措置については、増加割合が10%かつ教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合は5%加算
- ④ プラチナくるみん認定、プラチナえるぼし認定がある場合は5%加算（新設）

2. 定額減税

一時的な措置として、令和6年分の所得税・住民税から特別控除による減税が行われます。

①所得税では、居住者の令和6年分の所得税額から、その者の所得税額を上限に、特別控除の額を控除します。特別控除の額は、本人3万円、同一生計配偶者及び扶養親族(居住者の配偶者、扶養親族等で、生計を一にする者のうち、合計所得金額が48万円以下の居住者) 1人につき3万円が増額されます。ただし、所得制限が設けられており、合計所得金額が1,805万円以下（給与所得の場合は、給与収入が2,000万円以下）になります。

②住民税では、納税義務者の令和6年分の所得割の額から、その者の所得割の額を上限に、特別控除の額を控除します。特別控除の額は、

本人1万円、控除対象配偶者（前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者で、生計を一にする者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下である者）及び扶養親族1人につき1万円が増額されます。所得税と同様に所得制限が設けられておりますが、こちらは令和5年分の合計所得金額で判定されます。

実施時期や方法について、スタート時期は令和6年6月とされています。実施方法は、給与所得者、公的年金受給者、事業所得者等で異なります。

① 給与所得者

i) 所得税 令和6年6月1日以後の最初に支給する給与等の源泉徴収額から特別控除の額を控除します。6月に控除しきれない部分の金額は、順次翌月以降の源泉徴収額から控除していきま。特別控除の額が変わる場合には、年末調整により調整します。

ii) 住民税 令和6年6月の給与支給時に特別徴収が行われません。本来の個人住民税の額から、特別控除の額を控除した後の額の11分の1の額を、令和6年7月から令和7年5月まで毎月特別徴収されることとなります。

② 公的年金受給者

i) 所得税 令和6年6月1日以後の最初に支払を受ける公的年金等の源泉徴収額から特別控除の額が控除されます。特別控除の額が変わる場合は、確定申告で調整します。

ii) 住民税 令和6年10月1日以後最初に支払を受ける公的年金等の特別徴収税額から特別控除の額が控除されます。

③ 事業所得者等

i) 所得税 令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額から本人分に係る特別控除の額（3万円）を控除します。なお、予定納税額の減額の承認の申請を提出することで、同一生計配偶者等の特別控除も控除することができます。

ii) 住民税 令和6年度分の第1期分の納付額か

ら特別控除の額が控除されます。

注意点としては、期限付きの特別控除になるので、適用される年度に土地や株式等の譲渡所得等によって、所得制限の額を超えた場合に、定額減税は適用されません。

現時点では、所得が2つ以上ある場合の減税の実施方法についても公表されていません。また、会社側には源泉徴収票や給与支払報告書の摘要欄に控除した特別控除の額の記載が必要になる等の業務が発生することになります。

3. 交際費等の損金不算入制度の延長及び拡充

適用期限が3年間延長になり、令和9年3月31日までとなりました。そして、交際費等から除かれる飲食費等の金額基準が、一人当たり**5,000円以下から10,000円以下に拡充**となります。拡充措置は、**令和6年4月1日以後に支出する飲食費等から適用**されますので、3月末決算の会社以外は同一事業年度で、5,000円基準と10,000円基準の2つの基準が混在することになりますので、ご注意ください。

4. その他の延長措置

①直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置の適用期限が、令和8年12月31日までの3年間延長になりました。限度額の上乗せ措置の適用対象となる省エネ等住宅の家屋の要件に一部見直しがあります。

②事業承継税制の特例承継計画等の提出期限が令和6年3月31日までとなっておりましたが、令和8年3月31日までの2年間延長されました。ただし、適用期限（法人版：令和9年12月31日まで、個人版：令和10年12月31日まで）の延長はありません。

令和6年度の税制改正大綱について解説しましたが、何か疑問・質問がある場合には、各担当者までお問い合わせください。

以上